

熊本県官民協働海外留学支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際的な視野を持って世界を相手に自らの力を発揮し、本県と世界との架け橋となる人材を育成するために実施する「熊本県官民協働海外留学支援事業」(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣留学生 日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)(以下「大学等」という。)に在籍し、実践的な海外留学を行う学生で、第10条に定めるところにより、学生が在籍する大学等(以下「在籍大学等」という。)から奨学金等を受ける者をいう。
- (2) 留学先機関 派遣留学生が海外で実践活動又は勉学を行う機関をいう。

(派遣留学生の要件)

第3条 派遣留学生は、在籍大学等が派遣を許可する者のうち日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本事業で実施する事前・事後研修に参加する学生
 - (2) 在籍大学等において、学位取得を目的とした課程に在籍する学生
 - (3) 留学先機関が受入れを許可する学生
 - (4) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
 - (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
 - (6) 留学終了後、在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
 - (7) 本県の大学等に在籍する学生又は本県に本籍を有し若しくは本県の高等学校を卒業し、本県以外の大学等に在籍する学生
 - (8) 留学年度の4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
 - (9) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額が、本事業による奨学金の支給月額を超えない学生
 - (10) 過去の派遣留学生でない学生(ただし、採用決定後、やむを得ない事由により渡航前に辞退した学生は除く。)
 - (11) その他知事が別に定める要件
- 2 前項第4号に規定する「家計基準」について、別に定める要件を満たす場合には、当該家計基準を満たす学生であるとみなすことができる。

(在籍大学等の責務)

第4条 派遣留学生を支援することができる大学等は、次の各号を全て満たさなければ

ばならない。

- (1) 留学中の派遣留学生の活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

(留学期間)

第5条 派遣留学生の諸外国における留学期間は、28日以上とし、留学終了日を採用年度の2月15日までとする。

(派遣留学生の決定)

第6条 在籍大学等の長は、学生が計画したプログラム（留学）計画について、別に定める関係書類を取りまとめた上、知事に提出するものとする。

2 派遣留学生は、熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会が決定する。

(派遣留学生の辞退)

第7条 在籍大学等の長は、派遣留学生が留学開始前に辞退を希望する場合、理由を確認した上で、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請が適正であると認めたときは、その承認をすることができる。

(計画の変更)

第8条 在籍大学等の長は、派遣留学生が奨学金等の支給期間又は留学計画の変更を希望する場合、変更内容を確認した上で、その変更を申請するものとする。

2 知事は、次の各号の条件を全て満たしていると判断した場合に限り、奨学金等の支給期間の変更を承認することができる。

- (1) 査証発給の遅れや病気など、やむを得ない理由によること。
- (2) 変更後の奨学金等の支給期間が、採用時の期間を超えないこと。

3 知事は、変更申請された留学計画が採用時の留学計画と同等の質を確保していると判断した場合に限り、留学計画の変更を承認する。

(留学の中断・中止)

第9条 在籍大学等の長は、派遣留学生が次の各号の理由により、留学計画の遂行が困難な状態となった場合には、留学の中断又は中止を申し出ることができる。

- (1) 重度の心身の不調
- (2) 親族の不幸・看病などの必要
- (3) テロや自然災害、感染症の流行
- (4) その他のやむを得ない理由

2 知事は、前項の規定による申出が適正であると認めたときは、その承認をすることができる。

(支援金の交付等)

第10条 知事は、派遣留学生に対して奨学金等を給付するため、予算の範囲内で在籍大学等に支援金を交付する。

2 前項の支援金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

3 派遣留学生として決定した者に対する奨学金等の給付は、在籍大学等が行うものとする。

(誓約)

第11条 派遣留学生は、別に定める様式により、派遣留学生として必要と認められる事項について、知事に誓約書を提出するものとする。

(遵守事項)

第12条 派遣留学生は、最善を尽くして実践活動(勉学)に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留学先機関で実践活動(勉学)に励み、留学期間終了時には在籍大学等を通じて、実践活動(勉学)の成果等を知事に提出すること。

(2) 知事の指定する時期に、実践活動(勉学)の進捗状況について、在籍大学等を通じて報告すること。

(3) 病気等の実践活動(勉学)を継続しがたい事由が生じた場合には、在籍大学等を通じて速やかに知事に報告すること。

(4) その他知事が指示する事項

(知事への状況報告等)

第13条 在籍大学等は、派遣留学生の実践活動・勉学・生活面における状況について、本人に定期的に確認するとともに、実践活動・勉学・生活面において問題が生じた場合等は、速やかに知事に報告し、必要な場合は対応を協議するものとする。

2 派遣留学生は、留学期間終了後速やかに、留学状況の報告を知事に提出するものとする。

(誓約違反等に対する措置)

第14条 在籍大学等は、派遣留学生が第3条第1項各号に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合や派遣留学生が誓約した事項に違反した場合、素行不良等が極めて顕著である等の場合には、知事と協議した上で、奨学金給付の取消しなど必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、熊本県官民協働海外留学支援事業に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。